

●香川県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年6月25日から同年7月16日まで一般の縦覧に供する。

平成22年6月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 穴吹塩江線（106号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上東字粉谷2686番 1地先から 高松市塩江町安原上東字粉谷2686番 1地先まで	16.9~39.6	71	平成17年香川県告示第 494号で変更した区域 の一部
高松市塩江町安原上東字粉谷2686番 1地先から 高松市塩江町安原上東字粉谷2686番 1地先まで	13.3~20.7	107	

- 4 供用開始の期日 平成22年6月25日